

逆賊・二階組を討て

告発第三弾

1. 麻生太郎（現総理大臣・以下麻生）が、またまた『定額給付金』なる『公職選挙法違反』（買収）及び『背任』の『大罪』を犯した。
2. 生活保護法第四条（保護の補足性）①「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とある。
3. 被保護者（生活保護受給者）に対する『定額給付金』の支給は、結局、上記2の「要件」にひっかり、仮に、当該『定額給付金』が支給されたとしても、全額差引かれてしまうので、結果、一銭の『定額給付金』も支給されないのである。ということは、この度の『定額給付金』は被保護者という生活困窮者には支給しない、という、とんでもない『背任罪』（他人のために事務を処理するものが、自己もしくは第三者の利益を図り、または本人に損害を加える目的で、任務にそむいた行為をし、本人に財産上の損害を加える罪・刑法247条）そのものを構成している『大罪』なのである。
4. 麻生は、上記2を充分に知りながら、この度の『定額給付金』を己の利益（人気買収）の為、及び第三者（自由民主党及び被保護者以外の富裕層）の為に、該バラマキを恣に画策し且つ実施せんとしたのである。
5. 麻生は、国民の『**血税**』（定額給付金＋経費＝**2兆2千億円**）を己の『総理総裁延命』と、『自民党政権延命』及び『生活富裕層』（上記3の生活困窮者は除外）の為にのみバラマキを『決定』したのであり、これは、上記1の通り、『公職選挙法違反』（買収）及び『背任罪』である。
6. 『定額給付「国家権力による買収」＝国民新・亀井静香氏』の通り、麻生の犯罪は歴然である。
7. 麻生は、どうにもならない『バカ者』（犯罪者）である。だが、この『バカ者』（犯罪者）を陰で操っているのが『逆賊二階組』（闇の東大官僚帝国）なのである。国民はこの事を決して忘れてはならない。

恥曝し麻生を、これ以上許すな！

大義の府
日本義塾

新村 紘宇二

<http://gijyuku.634tv.com> gijyuku@634tv.com